

岸和田市公共施設等総合管理計画改訂支援業務仕様書

1. 業務概要

(1) 委託件名

岸和田市公共施設等総合管理計画改訂支援業務

(2) 業務目的

本市では、公共施設等の適正な整備と維持管理を長期的な視点で計画的に行い、限られた財源の中で将来にわたって必要な整備と維持管理の両立ができるよう平成 28 年2月に「岸和田市公共施設等総合管理計画」(以下、「総合管理計画」という。)を策定した。

計画は、平成 28 年から令和 17 年までの 20 年間を計画期間としているが、10 年を1期間として計画を見直すこととしており、令和7年度末で第1期計画期間が経過する。

また、本市では、国からの総合管理計画の策定要請前から、建築物系公共施設のうち庁舎等を除いた施設のあり方を検討していたことから、それらの施設を対象として平成 28 年 3 月に計画期間を平成 28 年度から令和 7 年度までを計画期間とした「岸和田市公共施設最適化計画」も定めている。

そこで、1期計画期間中に策定した個別施設計画対象施設にかかる各種計画の内容を踏まえた見直しと再整理を行うとともに、中長期的な経費の見込みの再積算を行うほか、本市の将来像を見据えた公共施設のあり方を再検証のうえ、「岸和田市公共施設最適化計画」を「総合管理計画」に一元化し、改訂することにより、公共施設の機能と量の最適化の実効性を高めることを目的とする。

(3) 委託期間

契約日から令和8年3月末まで

2. 業務内容

受託者は、業務全般にわたって、専門的な見地から委託者に対して総合管理計画の改訂の支援を行うとともに、委託者と連絡を密にし、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 計画・準備

・業務着手にあたり、業務実施体制、業務実施工程、業務内容その他必要事項を記載した業務実施計画書を作成し、委託者に承認を得ること。

(2) 第1期計画期間の進捗状況の検証

- ・検証結果に基づき、施設保有量の削減効果を検証すること。
- ・検証結果を踏まえ、計画改訂にあたっての課題を整理すること。

(3) データ等の時点更新

- ・現計画で使用している図表等を引続き使用する場合は、データの時点更新を行うこと。なお、各種計画からの引用部分についても更新対象とする。
- ・将来的な人口規模に応じた施設総量の適正化を検討するために必要なデータの収集及び分析を行うこと。

(4) 改訂計画案の作成

- ・改訂案の作成にあたっては、総務省の指針、本市総合計画、本市都市計画マスタープラン、本市立地適正化計画、本市行財政改革プラン等と整合性を図り、施設にかかる基本情報や既存計画等を把握・分析するとともに、必要な調査、調整、企画、提案等を実施すること。
- ・次項「②基本的な方向性」に示す内容を計画案に反映するための必要な調査、及び効率的な方法の提案を行い、作業を実施すること。

① 計画の構成について

- ・改訂後の計画については、公共施設等全体を対象とするが、建築物系公共施設とインフラ・プラント系施設を区分し、それぞれの施設の基本的な方向性を示すこと。
- ・現状の建築物系公共施設の一部を対象とした計画「岸和田市公共施設最適化計画」を「総合管理計画」に統合すること。

② 基本的な方向性について

(ア) 建築物系公共施設

改訂に向けた本市のこれまでの取組状況

- 本市の財政状況、公共施設の現状、今後必要となる保全費用等を分析したレポートを公共建築マネジメント課公共施設マネジメント担当で作成。
- 分析を踏まえ、改訂の方向性に係る中間報告書を作成し、庁内検討委員会で協議。
- 附属機関「行財政改革検討委員会」において、公共施設の機能と量の最適化に関して、意見聴取等を実施

(詳細は「5. 資料の貸与」参照)

- ・個別施設の現況を統一的な分析に基づいて整理し、将来の見通しを踏まえて、施設全体にあてはめる全体的かつ基本的な方針を示すこと。
- ・その基本的な方針に従った個別施設の方向性を、現計画を考慮のうえ、示すこと。
- ・施設のトータルコストに着目し、財政的根拠を伴った削減目標の再設定を行うこと。
- ・施設のトータルコストを算定するため、施設ごとの維持管理費、維持保全費と更新費、及びこれらの経費に充当可能な財源の見込みを整理すること。

- ・数値目標の設定のため、基本的な方向性から導きだされた個別施設の再編案(集約・複合化などの複数のシナリオ)や再編スケジュールを整理すること等により、将来コストの試算及び再編による削減効果を算出すること。

- ・これまで本市がかけてきた保全費用と財政計画における保全費用から、今後の保全費用の水準を算定すること。

(現状の施設を引き続き維持した場合の更新費を含む LCC(維持保全費)については、本市で作成したものを使用することもできる。)

- ・コストの算出にあたっては、発注者が算出結果を継続的に更新できるよう使用データや算出手順の記録を残すこと。

(イ)インフラ・プラント施設

- ・インフラ・プラント施設の基本的な方向性については、現行計画のとおりとし、資料の時点修正を行うほか、第1期計画期間中の個別施設計画の内容を反映し、改訂案を整理・作成すること。

(5)庁内検討委員会の運営支援

- ・計画の改訂にあたっては、庁内検討委員会を委託期間中に2回程度開催する。

- ・受託者は、検討委員会の資料を作成するとともに、会議に出席して議事録を作成すること。また、必要に応じて質疑等の支援を行うこと。(庁内検討委員会で改訂案の検討が完了した後は、令和7年12月から令和8年1月頃に開催する、政策調整・決定会議(本市の庁内意思決定手続)を経て、改訂(案)が確定する予定)

(6)パブリックコメントの実施支援

- ・委託者は、計画改訂(案)について、広く市民の意見を聴取するため、パブリックコメントを行う。パブリックコメントの始期は、令和8年1月初旬～2月初旬の間に設定し、約1か月間実施する予定である。受託者は、パブリックコメント用の原稿案を作成するとともに、寄せられた意見等における回答案の作成及び計画案の修正等、パブリックコメントの実施に関する支援を行うこと。

(7)市民説明会の実施支援

- ・委託者は、計画改訂(案)について広く市民に周知するため、市民説明会を実施する。受託者は、市民説明会用の資料を作成するとともに、市民説明会に出席して質疑応答の補助を実施し、市民説明会の実施に関する支援を行うこと。

- ・市民説明会はパブリックコメントと同時期のR8年1月～2月に6地域で各1回開催の予定。

(8)打合せ協議

- ・本業務の打合せ協議は、事業着手時、中間時、納品前の計6回程度実施することとするが、業務遂行上、必要な場合は適宜実施すること。
- ・受託者は、打ち合わせ協議後、速やかに打合せ協議録を作成し、委託者に提出し確認を得ること。
- ・打合せ場所は岸和田市役所を基本とするが、電話、メール、オンライン等で随時打合せを実施し密に情報の共有を図ること。

3. 成果品

本業務における納入成果品は次のとおりとする。

- ①岸和田市公共施設等総合管理計画改訂版製本(A4 判くすみ製本カラー) 50 部
- ②岸和田市公共施設等総合管理計画改訂版(概要版)(A3 カラー) 50 部
- ③岸和田市公共施設等総合管理計画改訂版 データ 一式
- ④岸和田市公共施設等総合管理計画改訂版(概要版)データ 一式
- ⑤業務報告書(A4 判ファイル綴り) 1部
- ⑥その他、本業務において作成及び使用した各種資料等 一式
- ⑦上記の電子媒体(PDF 及び PDF 化する前の Excel、Word 形式(加工可能な形式)で保存した DVD-R にて納入) 一式

4. 成果品の帰属

本業務において作成した成果品に係る全ての権利は、委託者に帰属する。また、受託者は委託者の許可なく複製及び第三者へ貸与してはならない。

5. 資料の貸与

本業務の遂行にあたり委託者は以下の資料を受託者に貸与する。その他業務実施の中で必要な資料が判明した場合は、委託者と協議の上、委託者が所有するものは、随時、追加貸与する。

所定の手続きをもって受託者に無償で貸与するものとするが、受託者は、貸与を受けた資料及びデータの管理は責任をもって行うとともに、業務完了後には速やかに返却すること。

- ① 建築物系公共施設の「機能」と「量」の最適化に係る調査・分析レポート(現時点での本市の財政状況や建築物公共施設の現状分析をまとめたものであり、今後必要となる建築物系公共施設のLCC試算結果や管理運営費の現状等を含む)
- ② 令和6年度に実施した庁内検討委員会の資料(上記分析を踏まえた総合管理計画改訂の方向性を中間報告としてまとめたもの)
- ③ 令和6年度開催の岸和田市行財政改革検討委員会の資料(本市の行財政改革に関する附属機関で公共施設の「機能」と「量」の最適化について審議する際に使用した説明資料等)

④ 現行総合管理計画(本編・概要版)、岸和田市公共施設最適化計画(本編・概要版)

6. 履行体制

- ・本市からの問い合わせ等に対し、遅滞なく対応できる体制を確保すること。また管理技術者は本市に3回以上訪問し、業務を達成する為の十分な協議・説明を職員に行うこと。
- ・受託者は作業の進捗を常に把握し、あらかじめ工程表を提出すること。やむを得ずスケジュールの変更が必要となった場合は、その都度委託者と協議の上、工程表を変更すること。
- ・国・大阪府及び他団体の状況や参考事例等に関して、必要に応じて情報提供を行うこと。

7. 特記事項

- ・業務の円滑な推進を前提に、常に密接な連絡を取り、定められた期間内に業務を完了すること。
- ・業務期間中の内容の見直しや修正等については、業務の範囲とする。
- ・業務の遂行上知り得た情報については、守秘義務を厳守すること。公共事業という認識と責務を果たすこと。
- ・提出書類については、事前に委託者の確認を受けること。
- ・本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。
- ・本業務の実施にあたり、契約書及び本仕様書のほか次に掲げる関連する法令等を遵守し、整合を図ること。
 - 総務省指針(総合管理計画の策定に関する指針(令和5年10月10日付))
 - 岸和田市総合計画「将来ビジョン・岸和田」
 - “新・岸和田”づくり～都市計画マスタープラン～
 - 岸和田市立地適正化計画(案)
 - その他関係法令ならびに諸規則等
- ・業務完了後において、受託者の責による業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。
- ・本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議しその指示に従うとともに打合せ議事録に協議した内容を記録すること。